

地域まちづくり推進事業実施計画書

1 事業実施者	団 体 名	遊び場「トントン村」実行委員会	
2 募集区分	<input checked="" type="checkbox"/> <u>子どもの居場所づくり事業 (子育て支援部子育て支援課)</u> <input type="checkbox"/> <u>地域お助け隊事業 (福祉保険部長寿社会課)</u>		
3 事業の名称	遊び場「トントン村」事業		
4 事業の目的	<p>地域の協力者との「遊び」や「学習支援」などを通じて、地域の大人との交流を図り、子どもが安心して暮らせるよう地域全体で、子どもたちを見守る環境づくりを目的とする。</p> <p>また、遊びなどを通して地域の協力者による活動支援を受け、子どもたちの自主的な活動推進を図り、学習意欲の向上につなげると共に支援者側も、子どもたちとの交流による社会貢献により生きがいをつくることを目的とする。</p>		
5 事業内容	<p>日程：令和4年6月～令和5年3月（第1・第3水曜日を予定） ※毎週水曜日開催の可能性もあり 午後3時～午後5時</p> <p>場所：東部東陽町内会館</p> <p>対象：主に近隣に居住する小学生</p> <p>内容：手作り玩具（テーブルホッケー、お手玉ぼっちゃ、紙コップカーリング等）での遊び、落ち葉拾いと焼き芋体験等、放課後の子どもたちと地域の大人と一緒に楽しめる企画を実施する。</p> <p>また、宿題等を持参した子どもたちの学習の様子を見守り、助言をするなど、子どもたちの学習に関して支援を行う。</p>		
6 事業期間	令和4年6月5日から令和5年3月31日まで		
7 役割分担	内 容	団体	市
	事業内容の企画，調整	○	
	事業構築に関する助言		○
	実施場所の確保	○	
	ボランティア，指導者等担い手の確保	○	
	チラシの作成	○	
	チラシの配布，配置	○	○
	子どもの居場所の開設・運営	○	
	実施結果等の周知・PR	○	○
事業報告の作成	○		

収 支 予 算 書

事業の名称	遊び場「トントン村」事業
団体名	遊び場「トントン村」実行委員会

1 収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	収入内訳
負担金	150,000	・ 旭川市地域まちづくり推進事業負担金 150,000円
合 計	150,000	

2 支出の部 (単位：円)

科 目	金 額	左のうち 負担金対象経費	支出内訳
消耗品費	80,600	80,600	子ども用玩具, 事務用品, アルコール除菌液等の衛生用品他
保険料	22,400	22,400	ボランティア保険 28円×20人×40回=22,400円
賄材料費	15,000	15,000	焼きそば, さつまいも, ジャガイモ各20人分
食料費	2,000	2,000	実行委員会お茶代 80円×5人×5回=2,000円
使用料	30,000	30,000	東部東陽町内会館 750円×40回=30,000円
合 計	150,000	150,000	

遊び場「トントン村」実行委員会 名簿

令和4年4月1日現在

役 職	氏 名	備 考
会長	徳光 章夫	千代田主任児童委員
副会長	深瀬 琢哉	
会計	長谷川 美栄子	千代田地区民生委員
監査	三浦 一吉	町内会総務部長
	中村 幸江	東光まちづくり推進協議会委員

第1条（名称及び事務所）

本会は、東部東陽町内会館での子供の居場所づくり運営を行う事から遊び場「トントン村」と称し、運営委員会事務所は運営委員世話役宅に置く。

第2条（対象範囲）

1. 運営委員は東部東陽町内会範囲の有志から構成する。
2. 児童の対象範囲は東部東陽町内会を中心とするが他地域からの参加も認める。
3. 実行委員会は運営委員及び東光まちづくり推進協議会委員より構成する。

第3条（目的）

地域の協力者（高齢者）との「遊びや」・「学習支援」などを通じて、地域の大人との交流を図り、子どもが安心して暮らせるよう地域全体で、子どもたちを見守る環境づくりを目的とする。

第4条（目指す交流による効果）

遊びなどを通して地域の協力者（高齢者等）による活動支援を受け、子供たちの自主的な活動推進を図り、学習意欲の向上につなげると共に支援者側も子ども達との交流による社会貢献での生きがい作りを図る。

第5条（全体組織）

東光まちづくり推進プログラムに記載された地域課題解決のため、地域の有志により設立された「子ども総合事業部」に「トントン村 実行委員会」を置き、その下部組織として「トントン村 運営委員会」として、子供の居場所の運営を行う。上記プログラムに解決すべき地域課題として記載された「地域での子どもの居場所づくり」に沿った活動と合致し、地域の有志により「子ども総合事業部」が設置され、その下に「トントン村 実行委員会」が有る。

第6条（運営委員会組織と実行委員会組織）

1. 運営委員会
運営委員会は、4名以上で構成し世話役1名を置き、子供の居場所 遊び場「トントン村」の運営管理を行う。
2. 実行委員会
会長・副会長・会計・監査・一般会員（若干名）の役職を置く。
・各委員会は旭川市役所（子育て支援部子育て支援課、市民生活部地域まちづくり課東部まちづくりセンター等）の支援を受ける事が出来る。

第7条（委員会の開催）

1. 運営委員会は、必要により世話人の招集で開催する。
2. 実行委員会は、会長の招集で開催する。
3. 開催については各委員及び旭川市役所担当者からの要請を考慮する。

第8条（会計処理）

1. 補助金等については会計を通して適正に管理し、事務局業務を担う東部まちづくりセンター担当者に報告する。
2. 補助金等の申請は、東部まちづくりセンター担当者の支援を受け対応する。
3. 年間の報告書も東部まちづくりセンター担当者の支援を受け作成し報告する。

第9条（補助金等の使用）

1. 子どもの居場所づくりに関係するものに使用できる。
2. 会場借用費・ボランティア保委員・実行委員等はボランティアで基本無償とする。
3. 外部講師等は別途委員会で検討する。

第10条（その他）

1. 安全に注意し、子供の健全な育成を念頭に遊び場の運営を行う。
2. 大人の参加も奨励し、子供たちとの交流につなげる。
3. 参加者名簿等を作成し活動の記録を残す。
4. 規約の改定は、各委員会で提案し承認を得るものとする。

トントン村 上期行事予定表（令和4年度）

月	日	曜日	時間	場所	行事内容
4	13	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム・開村式
	27	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
5	11	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	25	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
6	1	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	8	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	15	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	22	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	29	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
7	6	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	13	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	20	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	27	水	13:00～16:00	ふじ公園	消火訓練と屋外ゲーム 町内会・青少年育成部と協賛
8	3	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	10	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	17	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	24	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	31	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
9	7	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	14	水	13:00～16:00	ふじ公園	焼きそばつくりと屋外ゲーム
	21	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	28	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム

- ・ 4月と5月は月2回実施、6月より毎週実施
- ・ 屋外行事日が雨天の場合は会館での室内ゲームを実施

トントン村 下期行事予定表（令和4年度）

月	日	曜日	時間	場所	行事内容
10	5	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	12	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	19	水	13:00～16:00	ふじ公園	落葉拾いと焼き芋づくり
	26	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
11	2	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	9	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	16	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	23	水	祝日休み	町内会館	
	30	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
12	7	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	14	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	21	水	15:00～17:00	町内会館	クリスマス飾り作りと室内ゲーム
	28	水	年末休み	町内会館	
1	4	水	年始休み	町内会館	
	11	水	15:00～17:00	町内会館	百人一首と室内ゲーム
	18	水	15:00～17:00	町内会館	百人一首と室内ゲーム
	25	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
2	1	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	8	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	15	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	22	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
3	1	水	15:00～17:00	町内会館	紙雛づくりと室内ゲーム
	8	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	15	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	22	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム
	29	水	15:00～17:00	町内会館	室内ゲーム

・屋外行事日が雨天の場合は会館での室内ゲームを実施